

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日替り
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

保険薬剤師の登録()

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

土地改良法による換地処分()

土地改良事業の認可(二件)()

土地改良事業計画の変更の認可()

保安林の指定の解除(森林保全課)

都市計画の変更に係る図書の写し縦覧(三件)(都市計画課)

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則による知事が定める額の決定の一部改正(住宅課)

◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第七十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みちだ歯科クリニック	鳥取市田島七二一	平成九年三月五日
古賀歯科クリニック	西伯郡西伯町大字法勝寺三七〇一	平成九年三月十日
湖東医院	鳥取市湖山町北六丁目六一七	平成九年三月十四日
穂山歯科医院	倉吉市上井町二丁目二一三	平成九年三月十五日
有限会社増谷慶一郎薬局	米子市明治町一三三	〃
なべや薬局米子店	米子市西町一〇	〃

鳥取県告示第七十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
平 井 康 博	鳥葉一〇一三号	平成九年二月二十日

鳥取県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十号）第三十条第二項の規定に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を平成九年三月十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る下蚊屋地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成九年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（単県土地改良事業淀江地区農業用排水）を平成九年三月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成九年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（基幹水利施設補修事業白浜地区農業用排水）を平成九年三月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成九年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（ため池等整備事業浦富地区農業用排水）に係る土地改良事業計画の変更を平成九年三月十三日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成九年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成九年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字中尾字大浜一七の四(国有林)

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

砂防施設用地とするため

鳥取県告示第七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園 二・二・五十九号東福原公園、二・二・六十号和田南公園及び二・二・六十一号浜河崎公園

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画下水道 米子市公共下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画地区計画 米子駅前西地区地区計画

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第八十二号

平成六年十月鳥取県告示第七百六号(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則による知事が定める額の決定について)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「五十八万二千円」を「六十万千円」に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成九年三月十八日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 瑞

- 一 日時 平成九年三月二十日(木) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
 - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年三月十八日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名又は名称		型式名	製造業者名	検定番号	有効期限
	住 所	国 本 幸 司				
	法人にあってはその代表者の氏名	株式会社ネット	ドラキュラ	株式会社ネット	640319	平成9年3月18日から3年間
		大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目4-5	型 式 名	製造業者名	検 定 号	有 効 期 限
遊技機の種類	遊技機の区分		型 式 名	製造業者名	検 定 号	有 効 期 限
回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機		ドラキュラ	株式会社ネット	640319	平成9年3月18日から3年間
〃	〃		ジュリアンS	〃	640340	〃
〃	〃		ネインバル802	〃	640311	〃

申請者	氏名又は名称	株式会社尚球社				
	住所	三重県松阪市中方町鐘突2185-2				
遊技機の種類	遊技機の区分	宮田 龍一				
	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期限	
回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機	ビギー	株式会社尚球社	640400	平成9年3月18日から3年間	

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成9年度（平成9年4月から平成10年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成9年3月21日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023、7024

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

申 込 者 住 所
氏 名



（団体にあつては、名称
及び代表者の氏名）

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県
【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】